

の時系列的な位置の変化等を勘案し、適切な予測対象時期を複数選定する。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に係る予測の対象時期は、対象事業に係る施設の供用後稼働が定常状態に達した時期とする。

ただし、部分的に供用される場合や段階的に供用される場合、あるいは対象事業に係る施設の供用が一時的であっても既存施設の稼働と重合する場合には、必要に応じて中間的な時期で予測を行う。

2－6 評価

1 評価の基本的な手法

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置について、対象事業の実施に伴う騒音の影響が事業者により可能な限り回避され又は低減されていること及びその程度について評価する。

(2) 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性

予測結果が、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの施策による基準や目標と整合が測られているかどうかについて評価する。国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これらと対比して評価する。

- 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく要請限度及び規制基準
- 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）に基づく規制基準
- 小規模飛行場環境保全暫定指針について（平成2年環大企第342号）

2－7 環境保全措置

環境保全対策の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、対象地区の特性、保全対策の効果、副次的影响等を考慮して、複数の環境保全対策から適切な保全対策を選定する。

先の保全目標の達成の程度の確認において、保全目標の達成が不十分とされた場合には、有効性やあいまい性に十分留意して、所要の保全対策を講じる。

候補としてあげられた環境保全対策を行った場合の予測を行い、保全対策による効果について検討する。予測結果は、無対策時の結果と個別の対策による予測結果が区別できるように整理する。

また、保全対策の実施に伴い生ずるおそれのある別種の環境影響に対しても検討を行う。

以上の検討結果から適切な環境保全対策（組合せ）を選定し、事業計画へのフィードバックを行う。

なお、講じることとした保全対策については、その概要と期待される保全上の効果等を具体的に分かりやすく説明する。

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う騒音の影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、騒音の影響を回避・低減するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

一般的に騒音対策は、防止技術を使って騒音問題を解決することであり、表2-14に示す手段を有効に活用することが、低騒音化につながると考えられる。

表2-14 騒音低減技術の概要

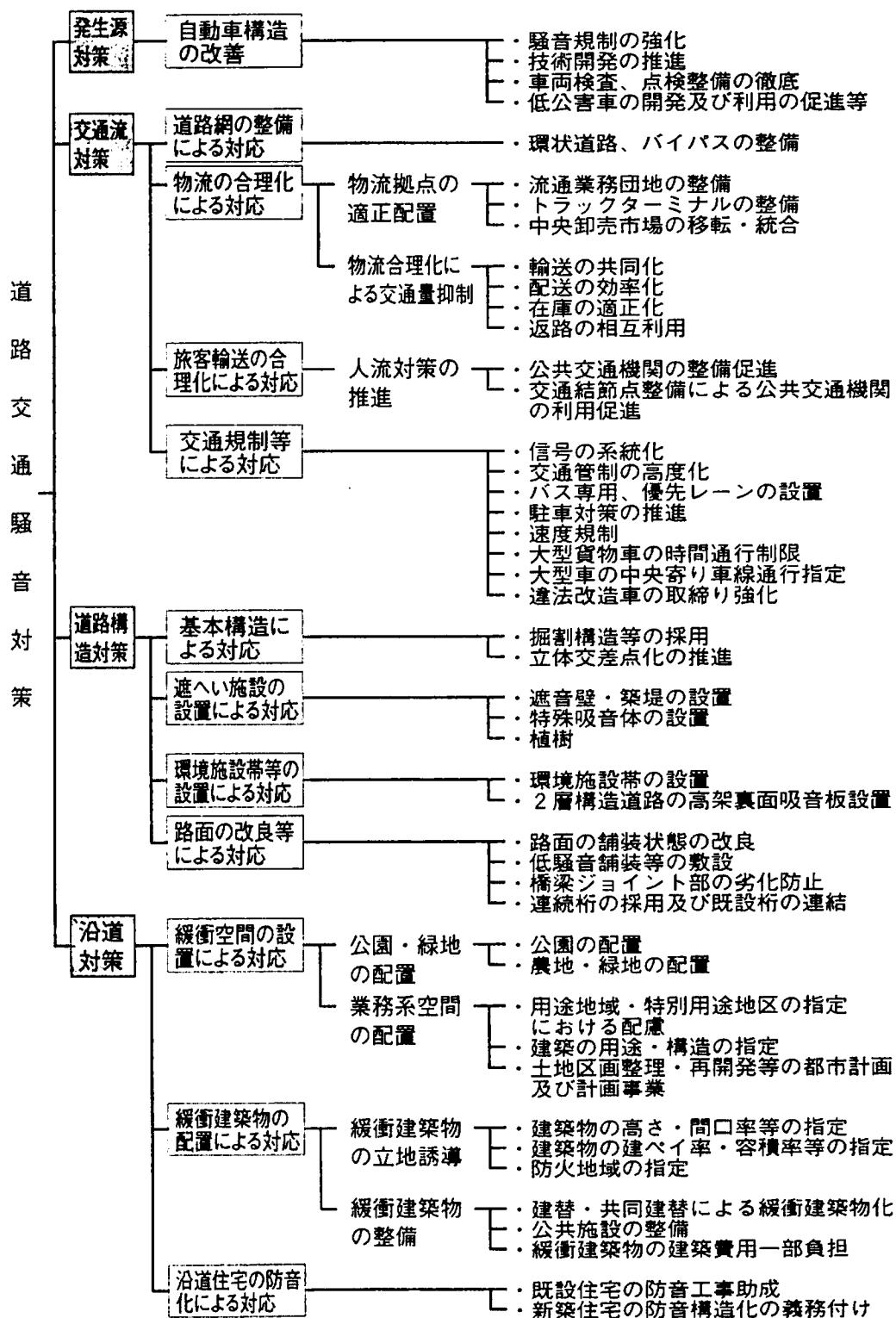
内 容			防音効果	
音源対策技術	直変換化的圧力防止	漏の発生、流れの乱れ、爆発等を防止する。		経験、実験等により推定
物理的手段	物体の振動低減	加振力の低減	打撃、衝突、摩擦、不平衡力を除く。釣り合わせる。	"
		振動絶縁	振動伝達率が1以下になるように物体と振動体の間に防振装置を設置する。	"
		制振処理	損失係数が5%以上になるように制振材料を蓋布又ははり付ける。 制振鋼板を使用する。	通常10dB程度 経験により推定
伝搬低減技術	発生した音の伝搬を低減すること	吸音処理	音の当たるところに必要吸音量を持つ吸音材料をはる。	設計により決める
		密閉形	必要透過損失を持つ材料で音源を囲う(カバー、フード、建屋)	"
		部分形	源音量より10dB以上大きい透過損失を持つ障壁を立てる(堤、建物)	25dBが限度
		開口形	必要透過損失を持つ消音器を音の通路に付ける。	設計により決める
	音の伝搬に影響する現象の利用	距離減衰	問題点から音源を出来るだけ離す。	0~6dB
		指向性による減衰	音が強く放射される方向を問題点に向かない。	通常10dB程度
		空気の吸収による減衰	風下に音源を設置する。	風速、気温分布により異なる。
		気温・風による低減	風下に音源を設置する。	風速、気温分布により異なる。
		地表面の吸収による減衰	吸音性の地面にする。	30cmの草で 0.7dB/10m (1kHz)程度
		樹木による減衰	並木程度では効果はない。	葉の密度の大きい木で10dB/50m程度
感覚的手段	マスキング	音を出して気になる音を隠す 騒音レベルの低い音に有効		

資料：中野有朋（1993）；“低騒音化技術”³²⁾

(1) 道路交通騒音

道路交通騒音対策は大別して、図2-1に示すように発生源側での対策、道路側での対策及び沿道側での対策に分類することができる。

図2-1 道路交通騒音対策の体系図



資料：環境庁